

一般事業主行動計画

女性教職員が、仕事と生活の調和を図り継続して働くための働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日から令和9年5月31日

2. 目標

(1)

事務職管理職（課長級以上）に占める女性割合を30%以上にする。

(2)

ハラスメント防止に関する啓発及び実態把握を目的とした取組みを年1回以上行う。

(3)

男性職員の育児休業（1ヶ月以上）の取得率を10%以上とする。

(4)

年次有給休暇6日以上を取得を促進する。

3. 取組内容と実施時期

【目標1】事務職管理職（課長級以上）に占める女性割合を30%以上にする。

●令和8年6月～ 女性職員の管理職登用に対する意識醸成及び不安解消を図るため、研修や面談の実施、制度の見直し等を行う。

【目標2】ハラスメント防止に関する啓発及び実態把握を目的とした取組みを年1回以上行う。

●令和8年6月～ ハラスメントに関する研修及びアンケートを実施することにより、ハラスメントへの理解の向上を図るとともに、その実態及び職員一人ひとりの理解度を把握し、改善課題の抽出を行うとともに全教職員に対して相談窓口の周知を図る。

【目標3】男性職員の育児休業（1ヶ月以上）の取得率を10%以上とする。

●令和8年6月～ 育児休業制度・産後パパ育休について全教職員へ周知し、配偶者

が妊娠又は出産した旨等の申出をした時に制度取得の意向確認を実施する。

【目標4】年次有給休暇の取得促進

- 令和8年6月～ 年次有給休暇の取得状況の実態を把握し、その結果を各部署にフィードバックすることで年次有給休暇の取得を促す。事務職員は年10日の取得に努める。